

## 甲府市障害福祉サービス等情報公表制度実施要綱

平成31年4月1日

福第16号

(趣旨)

第1 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第76条の3に規定する指定障害福祉サービス等、指定地域相談支援若しくは指定計画相談支援又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の18に規定する指定通所支援若しくは指定障害児相談支援（以下「指定障害福祉サービス等」という。）を利用する障害児（者）やその家族（以下「利用者等」という。）が、指定障害福祉サービス等を提供する事業者を比較、検討し、障害特性に合ったより良い事業者を適切に選択することができるようにするため、障害福祉サービス等に係る情報（以下「情報」という。）公表制度について、必要な事項を定めるものとする。

(基準日)

第2 基準日は、4月1日とする。

(実施期間)

第3 実施期間は、4月1日から翌年3月31日までとする。

(情報の公表対象サービス)

第4 情報の公表対象となる指定障害福祉サービス等は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 指定障害福祉サービス（共生型障害福祉サービスを含む。）

指定居宅介護、指定重度訪問介護、指定同行援護、指定行動援護、指定療養介護、指定生活介護、指定短期入所、指定重度障害者等包括支援、指定施設入所支援、指定自立訓練、指定就労移行支援、指定就労継続支援、指定就労定着支援、指定自立生活援助及び指定共同生活援助

(2) 指定地域相談支援

指定地域移行支援及び指定地域定着支援

(3) 指定計画相談支援

(4) 指定通所支援（共生型通所支援を含む。）

指定児童発達支援、指定医療型児童発達支援（指定発達支援医療機関が行うものを除く。）、指定放課後等デイサービス、指定居宅訪問型児童発達支援及び指定保育所等訪問支援

(5) 指定障害児相談支援

(対象事業者)

第5 障害者総合支援法第76条の3第1項及び児童福祉法第33条の18第1項に規定する対象事業者（以下「事業者」という。）は、第4に掲げる指定障害福祉サー

ビス等を提供する者のうち、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 障害者総合支援法第76条の3第1項及び障害者総合支援法施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第65条の9の6並びに児童福祉法第33条の18第1項及び児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第36条の30の2の規定により、災害その他市長に対し情報公表対象サービス等の報告を行うことができないことにつき正当な理由がある事業者を除き、基準日より前において指定障害福祉サービス等を提供している事業者（県内の市町村長から指定を受け、指定計画相談支援及び指定障害児相談支援を提供する指定特定相談支援事業者を含む。）
- (2) 基準日以降、市長の指定を受け、新たに指定障害福祉サービス等の提供を開始しようとする事業者については、指定障害福祉サービス等の提供を開始しようとする事業者（ただし、県内の市町村長から指定を受け、指定計画相談支援及び指定障害児相談支援を提供する指定特定相談支援事業者を含む。）

（市長への報告事項）

第6 事業者は、次の各号のいずれか該当する事項を市長に報告するものとする。

- (1) 基準日より前にサービス提供実績がある場合  
障害者総合支援法施行規則第65条の9の8及び児童福祉法施行規則第36条の30の4の規定に基づき、別添1基本情報及び別添2運営情報
- (2) 基準日以降に新たに指定障害福祉サービス等の提供を開始しようとする場合  
別添1基本情報

（報告の方法）

第7 事業者は、前項に掲げる項目を、原則、独立行政法人福祉医療機構が運営する「障害福祉サービス等情報公表システム」（以下「公表システム」という。）を通じて市長に報告するものとする。ただし、公表システムを通じて報告できないやむを得ない事情がある場合は、文書等による報告も可能とする。

（報告の開始日）

第8 事業者は、次の各号のいずれか該当する期日から報告を開始するものとする。

- (1) 基準日より前に指定障害福祉サービス等を提供している事業者は、報告を求める年度（以下「報告年度」という。）の5月初日
- (2) 基準日以降、新たに指定障害福祉サービス等の提供を開始しようとする事業者は、指定障害福祉サービス事業者の指定を受けた日

（報告の期限）

第9 事業者は、次の各号のいずれか該当する期限までに報告を完了するものとする。

- (1) 基準日より前に指定障害福祉サービス等の提供を開始した事業者は、報告年度の7月末日
- (2) 基準日以降、新たに指定障害福祉サービス等の提供を開始した事業者は、指定障害福祉サービス事業者等の指定を受けた日から1か月以内

(公表の時期)

第10 市長は、次の各号のいずれか該当する期日に公表するものとする。

- (1) 基準日より前に指定障害福祉サービス等の提供を開始した事業者は、報告後2か月以内
- (2) 基準日以降、新たに指定障害福祉サービス等の提供を開始した事業者は、報告後1か月以内

(情報の更新)

第11 市長は、公表されている情報（以下「公表情報」という。）の更新について、年2回定期的に事業者に報告を求めるものとする。ただし、法人及び事業所等の名称、所在地、電話番号、FAX番号、ホームページ及びメールアドレス等指定障害福祉サービス等事業所の情報として重要な事項に修正又は変更があったときは、事業者は公表システムを通じて市長に報告を行うものとする。

(是正命令を受けた事業者に係る情報の取扱い)

第12 事業者は、市長から、障害者総合支援法第76条の3第4項及び児童福祉法第33条の18第4項の規定に基づく報告、報告内容の是正又は調査を命じられた場合は、指定障害福祉サービス等の情報について、市長の指示により、報告、報告内容の是正をし、又は調査を受けるものとする。

(調査の実施)

第13 市長は、障害者総合支援法第76条の3第3項及び児童福祉法第33条の18第3項の規定に基づき、利用者保護等の観点から、事業者から報告された指定障害福祉サービス等の情報の根拠となる事実を確認するために調査を行うことができるものとする。

2 事業者から報告された指定障害福祉サービス等の情報の内容に係る調査は、次の各号のいずれかに該当する場合に行うものとする。

- (1) 報告された内容に虚偽が疑われるとき。
- (2) 公表内容について、利用者から苦情等があったとき。
- (3) その他食中毒や感染症の発生、火災、虐待等の問題が生じたとき等調査が必要と認められるとき。

(調査の実施方法)

第14 調査は、職員1名以上で行うものとし、第5第1号に掲げる基本情報及び運営情報について確認するものとする。

2 調査は、原則、事業者を訪問し、当該調査に関して事業者を代表する者との面接調査により行うものとする。ただし、面接調査以外の方法により適正な調査が実施できる場合は、その他の方法により行う。

(調査の時点及び期間)

第15 調査の時点は、報告日現在とし、過去の実績等の調査対象期間は、報告された

情報の作成日の前1年間とする。

(基本情報の調査方法)

第16 基本情報の調査は、当該情報の内容が確認できる記録等の書類や事業所内外の目視等により確認するものとする。

(運営情報の調査方法)

第17 運営情報の調査は、実施していると報告のあった事項について、その具体的な方法の確認を行うものとする。

2 具体的な方法の確認は、取組の実施の有無を確認するものとし、当該取組の実施内容に関する良し悪しの評価、改善指導等を行わないものとする。

3 利用者ごとの記録等の事実確認を行う場合は、当該記録等の原本を1件確認することで足りるものとする。

4 確認に当たっては、紙、電子媒体等の形式は問わないものとする。

5 研修会等の実施記録については、事業者が自ら実施するもの又は外部の研修へ参加させるものの別を問わず、当該研修会等の題目、開催日、出席者及び実施内容の概要を確認するものとする。

(調査の終了)

第18 市長は、調査の終了時に、調査結果について事実誤認がないこと及び調査結果がそのまま公表されるものであることについて事業者の同意を得るものとし、当該同意をもって調査は終了するものとする。

(調査事務に関する留意点)

第19 本制度における調査は、事業者が自らの責任で報告する障害福祉サービス等情報について、市長が必要と認める場合に当該情報の事実確認を行うための仕組みであり、当該調査による事実確認により、事業者が実施する取組の良し悪しや事業者自体を評価する仕組みではないことに留意すること。

(情報の公表)

第20 市長は、本要綱等に基づき、事業者が提供する指定障害福祉サービス等の種類・事業所ごとの基本情報及び運営情報を公表するとともに、調査を実施した場合には、当該調査結果について公表するものとする。

(公表の方法等)

第21 基本情報及び運営情報の公表は、次の各号に定める方法によるものとする。

(1) 市長は、管轄の事業者の障害福祉サービス等情報を公平に公表するとともに、極めて多くの事業者の情報の中から、利用者が必要な情報を抽出し、適切に比較検討することを支援するため、インターネットによる公表を行い、公表情報が適切に障害福祉サービス等の利用者等に伝わるよう、利用者の家族、市町村、相談支援事業者等に対し、本制度の活用について普及啓発に努めるものとする。

(2) 市長は、利用者等からの要請に応じて、紙媒体による情報提供、閲覧等について

も行うものとする。

- (3) 事業者は、公表情報について、障害福祉サービス事業所等の見やすい場所に掲示するなど、利用者等への情報提供に努めるものとし、利用者等が希望する場合は、利用者等のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書について、公表情報の添付に努めるものとする。

(苦情等の窓口)

第22 公表情報に関する利用者等からの苦情等は、以下の窓口で受けるものとする

名称	住所	電話	担当事務
甲府市福祉保健部 障がい福祉課 サービス支援係	〒400-8585 甲府市丸の内 一丁目18番1号	055-237-5654	障害者支援施設、障害福祉サービス、地域相談支援、計画相談支援、障害児通所支援、障害児相談支援

(苦情等に対する基本的な対応)

第23 公表情報に関する利用者等からの苦情等があったときは、事業者に対する照会等を行い、利用者等に対し説明を行うものとする。

2 公表情報の訂正が必要な場合は、事業者から公表情報の訂正の報告を受け、速やかに公表するものとする。

3 事業者から適切な説明が得られなかった場合、市長は、障害者総合支援法第76条の3第4項及び児童福祉法第33条の18第4項の規定に基づく報告内容の是正命令等の対応について検討するものとする。

(苦情等に関する対応経過の記録等)

第24 市長は、利用者等からの苦情等に関する対応の経過を記録するものとする。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。